

監査公表第24号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月10日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公印省略)

第1 監査種別

出資団体監査
公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

出資団体、指定管理者 有限会社つくで手作り村
指定管理施設 新城市つくで手作り村
所管課 作手総合支所 地域課

第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘
中西宏彰（任期は令和7年11月12日まで）
柴田賢治郎（任期は令和7年11月25日から）

第4 監査の期間

令和7年9月17日～令和8年2月9日

第5 監査の方法

新城市が出資する団体であり、新城市つくで手作り村の指定管理者である有限会社つくで手作り村の出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め調査・確認を行った。また施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、出資及び指定管理に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象の概要

新城市つくで手作り村は、地域資源を活用した都市との交流、憩いと安らぎの場を提供するとともに、新たな農業経営の展開を目指し地域農林業等の振興

を図るため、新城市作手清岳地内に設置された施設である。

また、有限会社つくりで手作り村は、①農畜産物等の加工、販売 ②飲食店の経営 ③農林業等の体験事業 ④新城市が委託する施設の管理運営業務 ⑤農業 ⑥前各号に付帯する一切の事業を営むことを目的に設立された法人で、株主は10名、新城市は発行株式84株のうち21株を有している。

2 監査対象について

出資金額 1,050,000円

有限会社つくりで手作り村の指定管理事業

指定方法 公募

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理料 令和6年度 6,600,000円

令和7年度 6,600,000円

指定管理の業務内容

① 施設及び附属設備の維持管理業務に関すること。

② 施設の利用許可に関すること。

③ 道の駅施設の駅長業務に関すること。

④ 上記に付随する業務に関すること。

3 監査の結果

出資団体あるいは指定管理者として、関係法令及び協定書等に沿って業務が概ね適正に処理されていると認められた。所管課に対しては、引き続き当該施設の経営状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【有限会社つくりで手作り村】

指摘事項

備品台帳を含め財産台帳が整理されていない状況が続いている。時を置かず早急に整理されたい。

意見

従業員の高齢化と人員不足が課題となっている。人材派遣なども活用して人材不足の解消に取り組んでいただきたい。

【作手総合支所地域課】

指摘事項

維持管理費負担金について、協定書の定めに従って適切に請求を行われたい。

意見

- 1 指定管理料については、協定書に前金払いの規定があるので、有限会社つくで手作り村の資金繩りを考慮して、必要に応じ行われるよう検討されたい。
- 2 従業員の人員不足については、市としても支援に努められたい。